

# 第18期 定時株主総会招集ご通知

🕒 日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時

📍 場所

京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地  
当社ホール

（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照願います。）

郵送または電磁的方法（インターネット等）による議決権行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後5時到着分まで

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与支給の件

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**できるだけ当日のご出席はお控えいただき、事前に同封の議決権行使書をご返送いただくか、電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。**

株主総会にご出席の株主様への**お土産のご用意はございません。**

## 目 次

○第18期定時株主総会招集ご通知 .....	1
○株主総会参考書類 .....	5
(添付書類)	
○事業報告 .....	19
○計算書類 .....	42
○監査報告 .....	48

◎本招集ご通知に際して、提供すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.gs-yuasa.com/jp/ir/meeting.php>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、「連結注記表」および「個別注記表」は、監査役会および会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として合わせて監査を受けております。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.gs-yuasa.com/jp/ir/meeting.php>）に掲載させていただきます。

証券コード 6674

2022年6月8日

株 主 各 位

京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地  
株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション  
取締役社長 村 尾 修

## 第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、できるだけ当日のご出席はお控えいただき、書面または電磁的方法（インターネット等）のいずれかの方法によって事前の議決権行使をいただくことを推奨いたします。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、「議決権行使についてのご案内」に従って、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地 当社ホール  
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照願います。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第18期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第18期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役7名選任の件
  - 第4号議案 取締役賞与支給の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎当日の受付開始時間は、午前9時を予定しております。

◎当日は、株主様のみご入場いただけます。代理出席の場合は、代理人の方も株主様であることが必要です。なお、代理人は1名とさせていただきます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 〈株主様へのお願い〉

- ・株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、**できるだけ当日のご出席はお控えいただき、書面または電磁的方法（インターネット等）のいずれかの方法によって事前の議決権行使をいただくことを推奨いたします。**  
なお、株主総会当日の動画を、株主総会終了後、インターネット上に掲載させていただきます。当社ホームページ（<https://www.gs-yuasa.com/jp/ir/meeting.php>）にアクセスしていただき、ご確認下さいますようお願い申し上げます。
- ・接触感染リスク低減のため株主の皆様の座席間隔を広くすることから、**ご用意できる座席数に限りがございます。**
- ・ご出席の株主様は、**マスクのご持参およびご着用をお願い申し上げます。**なお、会場受付付近にて、アルコール消毒液を設置いたしますので、手指の消毒を行なっていただきますようお願い申し上げます。
- ・ご出席の株主様は、会場入口付近にて、**非接触型体温計による検温へのご協力をお願い申し上げます。**発熱があると認められた方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから求められる自宅待機期間が経過していない方は、ご入場をお断りさせていただきます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温等の体調確認を行なったうえ、マスク着用で対応をさせていただきますので、ご理解下さいますようお願い申し上げます。
- ・本総会の開催時間を短縮する観点から**議場におけるご説明を簡略化させていただきます。**
- ・株主総会当日までの感染拡大状況や政府等の発表内容により、本総会の運営方法を変更する場合がございます。**インターネット上の当社ホームページ（<https://www.gs-yuasa.com/jp/ir/meeting.php>）より、最新の情報をご確認下さいますようお願い申し上げます。**



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

開催日時

2022年6月29日(水曜日)  
午前10時



### 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入のうえ、ご返送下さい。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)  
午後5時到着分まで



### 電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合

次頁の案内に従って、各議案の賛否をご入力下さい。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)  
午後5時入力完了分まで

### 議決権を重複行使された場合の取扱い

1. 書面と電磁的方法(インターネット等)により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法(インターネット等)によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
2. 電磁的方法(インターネット等)により複数回議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

### インターネットによる議決権行使に関する注意事項

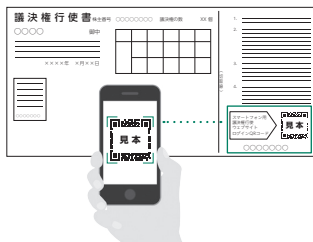
1. 同封の議決権行使書用紙に表示された「QRコード」または「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
2. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
3. パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取扱い下さい。
4. パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
5. 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

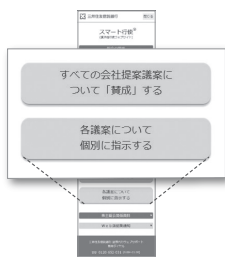
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

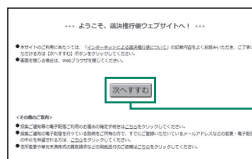
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

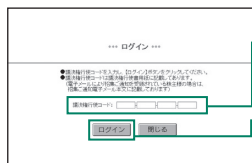
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

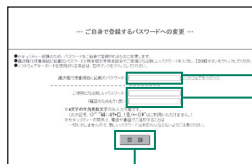
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる  
議決権行使に関する  
お問い合わせ先

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル

☎0120-652-031 (午前9時～午後9時受付)

議決権行使に関する  
事項以外のご照会

☎0120-782-031 (平日午前9時～午後5時受付)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつと考えておりますが、それと同時に配当は原則として、連結の業績動向を踏まえ、財務状況、配当性向等を総合的に勘案して決定すべきものと考えております。

当期の期末配当につきましては、当事業年度の連結業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、当期は中間配当金として当社普通株式1株につき15円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき50円となります。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき、金35円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、2,817,753,120円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月30日といたしたいと存じます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、現行定款に以下のとおり変更を行なうものであります。
- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (2) 2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により補欠役員を選任するための規定が同法第329条第2項から第3項に変更されたことを受け、現行定款第30条第3項を変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、当該事項は、株主に対して提供されたものとみなされる。	(削 除)



現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第16条～第29条 (条文省略)</p> <p>(選 任)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>④ (条文省略)</p> <p>第31条～第44条 (条文省略)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(選 任)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>第31条～第44条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(附 則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役7名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、改めて取締役7名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、当社は、取締役の人事の透明性および客観性を確保するために、独立役員である社外取締役を委員の過半数とし、かつ委員長とする、指名・報酬委員会を設置しており、取締役候補者の選定につきましては、指名・報酬委員会の答申を経たうえで、取締役会で決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会の出席状況	取締役在任期間
1	むらお 村尾 修 <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">再任</span>	取締役社長 最高経営責任者 (CEO)	100% (19回/19回)	10年
2	しぶたに 澁谷 昌弘 <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">再任</span>	常務取締役	100% (15回/15回)	1年
3	ふくおか 福岡 和宏 <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">再任</span>	取締役	100% (19回/19回)	2年
4	まつしま 松島 弘明 <span style="border: 1px solid #008000; padding: 2px;">新任</span>	—	—	—
5	おおたに 大谷 郁夫 <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid #008000; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid #008000; padding: 2px;">独立</span>	取締役	100% (19回/19回)	5年
6	まつなが 松永 隆善 <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid #008000; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid #008000; padding: 2px;">独立</span>	取締役	100% (19回/19回)	4年
7	ののがき 野々垣 好子 <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid #008000; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid #008000; padding: 2px;">独立</span>	取締役	100% (19回/19回)	2年

(注) 取締役 澁谷昌弘氏は、2021年6月29日開催の定時株主総会において選任されており、就任後の取締役会の開催回数は15回です。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	 <p><b>再任</b> むらお おさむ 村尾 修 (1960年1月15日生)</p>	<p>1982年4月 日本電池(株)(現(株)GSユアサ)入社  2011年6月 (株)GSユアサ理事  2012年6月 当社取締役、品質担当、技術副担当  (株)GSユアサ取締役  (株)ジーエス・ユアサ テクノロジー取締役  2014年6月 当社産業電池電源事業副担当  2015年6月 当社取締役社長(現任)、最高経営責任者(CEO)(現任)  (株)GSユアサ取締役社長(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況]  (株)GSユアサ取締役社長</p> <p><b>【取締役候補者とした理由および期待される役割】</b>  村尾 修氏は、製造および生産技術部門における業務経験に加え、取締役として品質、技術、産業電池電源事業を担当し、当社グループの事業に関する幅広い識見を有しております。また、2015年6月に当社取締役社長就任後、CEOとして当社グループを統括しており、当社グループの中期経営計画の策定を指揮し、計画の遂行に向けてリーダーシップを発揮するなど当社グループの経営を牽引してまいりました。これらの豊富な経験と識見から、グループ経営全般の統括および監督に適した人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	13,183株

招集ご通知


株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	 <p><b>再任</b> しづたに まさひろ <b>澁谷 昌弘</b> (1960年11月2日生)</p>	<p>1984年 4月 湯浅電池(株)(現 株)G S ユアサ)入社  2006年 1月 当社財務統括部担当部長  2007年 4月 (株)ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス(現 株)G S ユアサ)取締役  2010年 4月 湯浅(天津)実業有限公司 董事総経理  2012年 4月 当社コーポレート室担当部長  当社内部統制室担当部長  2014年 6月 (株)G S ユアサ理事  (株)ジーエス・ユアサ バッテリー監査役  2016年 6月 (株)G S ユアサ執行役員  (株)ジーエス・ユアサ バッテリー取締役社長  2019年 6月 (株)G S ユアサ上席理事  2020年 4月 同社取締役  同社自動車電池事業部事業部長(現任)  2021年 4月 同社常務取締役(現任)  2021年 6月 当社常務取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況]  (株)G S ユアサ常務取締役</p> <p><b>【取締役候補者とした理由および期待される役割】</b>  澁谷昌弘氏は、自動車電池事業や管理部門における業務経験に加え、海外子会社の役員を務めるなど、グローバルな事業経営と管理、運営業務に関する識見を有しております。これらの豊富な経験と識見から、グループ経営全般の統括および監督に適した人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	2,229株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	 <p><b>再任</b> ふくおか かずひろ <b>福岡 和宏</b> (1959年7月18日生)</p>	<p>1982年4月 日本電池(株)(現 株)GSユアサ)入社  2004年4月 当社経営戦略統括部(情報システム)担当部長  2005年10月 株)ジーエス・ユアサ ビジネスサポート(現 株)GSユアサ)取締役  2008年8月 Siam GS Battery Co., Ltd.代表取締役副社長  2015年6月 株)GSユアサ理事  2017年6月 同社人事部長(現任)  2019年6月 同社上席理事  2020年4月 同社取締役(現任)  2020年6月 当社取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況]  株)GSユアサ取締役</p> <p><b>【取締役候補者とした理由および期待される役割】</b>  福岡和宏氏は、情報システム、経営戦略、人事などの管理部門における業務経験に加え、海外子会社の役員を務めるなど、グループ経営全般に関する識見を有しております。これらの豊富な経験と識見から、グループ経営全般の統括および監督に適した人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	7,054株

招集ご通知


株主総会参考書類

事業報告

計算書類


監査報告

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 株式の数
4	 <p data-bbox="243 500 326 535"><b>新任</b></p> <p data-bbox="243 545 420 601">まつしま ひろあき <b>松島 弘明</b></p> <p data-bbox="243 609 420 636">(1966年1月15日生)</p>	<p data-bbox="470 198 999 225">1989年 4 月 湯浅電池(株)(現 (株)G S ユアサ)入社</p> <p data-bbox="470 232 949 260">2015年 4 月 当社コーポレート室担当部長</p> <p data-bbox="470 267 1200 394">2016年 6 月 (株)G S ユアサ理財部長(現任) (株)ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス(現 (株) G S ユアサ) 取締役 (株)ジーエス・ユアサ フィールディングス監査役</p> <p data-bbox="470 402 828 429">2017年 6 月 (株)G S ユアサ理事</p> <p data-bbox="470 436 1200 500">2018年 6 月 (株)ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス(現 (株) G S ユアサ) 取締役社長</p> <p data-bbox="470 508 943 535">2020年 4 月 当社コーポレート室長(現任)</p> <p data-bbox="470 542 919 570">2021年 4 月 (株)G S ユアサ取締役(現任)</p> <p data-bbox="470 577 686 604">[重要な兼職の状況]</p> <p data-bbox="500 612 719 639">(株)G S ユアサ取締役</p> <p data-bbox="470 662 991 689"><b>【取締役候補者とした理由および期待される役割】</b></p> <p data-bbox="455 697 1347 863">松島弘明氏は、経理、財務、情報システムなどの管理部門における業務経験に加え、子会社の取締役や監査役を務めるなど、グループ経営全般に関する識見を有しております。これらの豊富な経験と識見から、グループ経営全般の統括および監督に適した人材であると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>	4,416株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	 <p><b>再任</b></p> <p><b>社外</b> <b>独立</b></p> <p>おおたに いくお <b>大谷 郁夫</b> (1953年11月20日生)</p>	<p>1976年3月 (株)ワコール(現(株)ワコールホールディングス)入社                  2004年6月 同社執行役員経営管理部長                  2006年6月 (株)ワコール取締役執行役員経営管理担当                  2008年4月 同社取締役執行役員総合企画室長                  2010年4月 同社取締役執行役員経理担当                  (株)ワコールホールディングス経営企画部長                  2010年6月 同社取締役                  同社グループ管理統括兼経営企画部長                  2011年6月 同社常務取締役                  2012年6月 同社専務取締役                  2017年6月 当社取締役(現任)</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</b>                  大谷郁夫氏は、グローバルに展開する上場企業である持株会社における経営企画、グループ管理の経験および同社取締役としての経験から、グループ経営全般に関する幅広い識見を有しております。これらの豊富な経験と識見および中立的かつ客観的な視点から当社取締役会としての業務執行に対する監督機能を発揮いただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	495株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
6	 <p data-bbox="243 503 323 535"><b>再任</b></p> <p data-bbox="243 550 429 582"><b>社外</b> <b>独立</b></p> <p data-bbox="243 597 429 686">まつなが たかよし <b>松永 隆善</b> (1951年5月11日生)</p>	<p>1975年4月 積水化学工業(株)入社</p> <p>2002年6月 同社取締役、高機能プラスチックカンパニーシニアバイスプレジデント</p> <p>2004年4月 同社取締役、高機能プラスチックカンパニーIT関連ビジネスユニット担当</p> <p>2004年6月 同社常務取締役、高機能プラスチックカンパニーIT関連ビジネスユニット担当</p> <p>2005年4月 同社専務取締役、高機能プラスチックカンパニープレジデント</p> <p>2008年4月 同社専務取締役、専務執行役員、高機能プラスチックカンパニープレジデント</p> <p>2008年6月 同社取締役、専務執行役員、高機能プラスチックカンパニープレジデント</p> <p>2014年3月 同社取締役、社長特命事項担当</p> <p>2014年6月 同社監査役 積水樹脂(株)社外監査役</p> <p>2018年6月 当社取締役(現任)</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</b></p> <p>松永隆善氏は、グローバルに展開する上場企業における取締役としての経営経験に加え、上場企業の監査役としての経験から、経営全般を監督するための幅広い識見を有しております。これらの豊富な経験と識見および中立的かつ客観的な視点から当社取締役会としての業務執行に対する監督機能を発揮いただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	1,015株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7	 <p><b>再任</b></p> <p><b>社外</b> <b>独立</b></p> <p>ののがきよしこ <b>野々垣好子</b> (1957年7月31日生)</p>	<p>1980年4月 ソニー(株)入社  1992年9月 ソニーポーランド代表取締役社長  1994年7月 ソニー(株)記録メディア&amp;エナジー事業本部販社統括部長  1999年4月 同社パーソナルITネットワーク事業本部企画マーケティング統括部長  2006年4月 同社ビジネス&amp;プロフェッショナル事業本部事業企画統括部長  2009年4月 同社ビジネス&amp;プロフェッショナル事業本部企画マーケティング部門部門長  2013年4月 同社人事本部グローバルダイバーシティダイレクター  2015年6月 (株)ジョリーパスタ社外取締役  2019年6月 (株)ニフコ社外取締役(現任)  2020年6月 当社取締役(現任)  2021年6月 サトーホールディングス(株)社外取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況]  (株)ニフコ社外取締役  サトーホールディングス(株)社外取締役</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</b>  野々垣好子氏は、グローバルに展開する上場企業の事業部門における業務経験や海外子会社における経営経験に加え、上場会社における社外取締役としての経験から、経営全般を監督するための幅広い識見を有しております。これらの豊富な経験と識見および中立的かつ客観的な視点から当社取締役会としての業務執行に対する監督機能を発揮いただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任を願うするものであります。</p>	421株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大谷郁夫、松永隆善、野々垣好子の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大谷郁夫氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
4. 松永隆善氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 野々垣好子氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、大谷郁夫、松永隆善、野々垣好子の各氏との間で、当社定款第28条および会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任の限度額を1,000万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、全ての取締役が当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の内容の概要は、28頁に記載のとおりであります。
8. 当社は、大谷郁夫、松永隆善、野々垣好子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

ご参考

## 第3号議案承認後の経営体制（予定）

氏名	地位および担当	当社が期待する知見・経験								指名・報酬委員会
		企業 事業経営	財務 会計	法務 リスクマネ ジメント	IT デジタル	グローバル	製造 開発	マーケティ ング 営業	ESG	
村尾 修	取締役社長 最高経営責任者 (CEO)	○		○				○	○	■
澁谷 昌弘	専務取締役	○	○				○		○	■
福岡 和宏	取締役	○		○	○				○	
松島 弘明	取締役	○	○		○				○	
大谷 郁夫	社外 独立	○	○	○					○	■
松永 隆善	社外 独立	○					○	○	○	■
野々垣 好子	社外 独立	○					○		○	■
村上 真之	監査役(常勤)	○	○					○	○	
古川 明男	監査役(常勤)	○					○		○	
藤井 司	社外 独立		○	○					○	
辻内 章	社外 独立		○	○					○	

- (注) 1. 地位および担当は本総会終了後の取締役会または監査役会にて決定いたします。  
 2. 各氏に当社が特に期待する項目を最大4つまで記載しております。上記一覧表は、各氏の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

#### 第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役4名（社外取締役を除く。）に対し、当期の業績等を勘案して総額100万円以内の賞与を支給いたしたく存じます。

本議案は、29頁から31頁までに記載しております取締役会において決定された方針に基づき、独立社外取締役3名、社内取締役2名で構成される指名・報酬委員会の協議を経て決定したものであり、当該方針の内容に照らしても相当であると判断しております。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたく存じます。

以 上

(添付書類)

## 事業報告（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、相次ぐ変異種の発生による新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、各国の経済対策により経済活動の再開が進みましたが、原材料価格上昇、部材不足やコンテナ不足によるサプライチェーンの混乱が続き、地政学上のリスクの高まりなどもあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済状況の中、当社グループでは、主として車載用リチウムイオン電池の販売が増加していることや、海外の自動車電池事業における鉛電池の販売が増加したことに加え、為替の円安影響もあり、当連結会計年度の売上高は、4,321億33百万円と前連結会計年度に比べて456億22百万円増加（11.8%）いたしました。営業利益は、主に原材料価格上昇の影響を受け、226億64百万円と前連結会計年度に比べて21億46百万円減少（△8.6%）いたしました（なお、のれん等償却前営業利益は、238億53百万円と前連結会計年度に比べて32億16百万円減少いたしました。）。経常利益は、246億84百万円と前連結会計年度に比べて25億95百万円減少（△9.5%）いたしました。親会社株主に帰属する当期純利益は、連結子会社における減損損失を計上したこと等により、84億68百万円と、前連結会計年度に比べて29億87百万円減少（△26.1%）いたしました。

事業別の状況は、以下のとおりであります。

#### 【報告セグメント】

##### 【自動車電池】

国内における売上高は、補修用電池の販売は堅調に推移したものの、新車販売台数の減少に伴ない、新車用電池の販売数量が前年同期を下回ったことに加えて、「収益認識に関する会計基準」の適用の影響により、814億94百万円と前連結会計年度に比べて21億44百万円減少（△2.6%）いたしました。セグメント損益（のれん等償却前）は、原材料価格上昇の影響により、58億78百万円と前連結会計年度に比べて27億91百万円減少（△32.2%）いたしました。

海外における売上高は、アセアン・欧州を中心に販売数量が増加したことに加え為替の円安影響もあり、1,867億43百万円と前連結会計年度に比べて214億46百万円増加（13.0%）いたしました。セグメント損益は、原材料価格に加え、コンテナ不足による物流費の上昇の影響等により、99億65百万円と前連結会計年度に比べて22億59百万円減少（△18.5%）いたしました。

これにより、国内・海外合算における売上高は、2,682億37百万円と前連結会計年度に比べて193億1百万円増加（7.8%）いたしました。セグメント損益（のれん等償却前）は、158億43百万円と前連結会計年度に比べて50億51百万円減少（△24.2%）いたしました。

【産業電池電源】

売上高は、大型風力発電用リチウムイオン電池の販売増加や、(株)GSユアサ インフラシステムズを連結化した影響により994億65百万円と前連結会計年度に比べて154億28百万円増加（18.4%）いたしました。セグメント損益は、原材料価格の上昇や販売構成の変化により、57億75百万円と前連結会計年度に比べて11億14百万円減少（△16.2%）いたしました。

【車載用リチウムイオン電池】

売上高は、ハイブリッド車用リチウムイオン電池の販売が増加したことに加え、前年度に販売が減少していたプラグインハイブリッド車用リチウムイオン電池の販売が回復し、476億37百万円と前連結会計年度に比べて116億87百万円増加（32.5%）いたしました。セグメント損益は、売上高増加の影響により、16億54百万円と前連結会計年度に比べて25億6百万円改善いたしました。

これらの結果、報告セグメントの売上高は4,153億41百万円、セグメント損益（のれん等償却前）は232億73百万円となりました。

【その他事業】

売上高は、167億91百万円と前連結会計年度に比べて7億95百万円減少（△4.5%）いたしました。全社費用等調整後のセグメント損益は5億79百万円と前連結会計年度に比べて4億43百万円増加（324.7%）いたしました。

【事業別売上高およびセグメント利益】

区 分		売 上 高		セグメント利益 または損失(△)	
		金 額	構 成 比		
報告セグメント	自動車電池	国内	81,494百万円	18.9 %	5,878百万円
		海外	186,743	43.2	9,965
	産業電池電源	99,465	23.0	5,775	
	車載用リチウムイオン電池	47,637	11.0	1,654	
	小 計	415,341	96.1	23,273	
そ の 他 事 業		16,791	3.9	579	
合 計		432,133	100.0	23,853	

(注) 1. 「その他事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントおよびセグメント利益の調整額であります。報告セグメントに含まれない事業セグメントは、特殊電池事業等を含んでおります。

2. セグメント利益は、のれん等償却前営業利益を指しております。

(2) 資金調達の状況

借入金等につきましては、事業資金の増加に対応するため、サステナビリティ・リンク・ローン70億円を調達したこと等により、前連結会計年度末に比べて170億57百万円増加し、824億78百万円となりました。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は299億9百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度において完成した主要設備

(株)ブルーエナジー 生産増強のための建物の新設等

(4) 重要な企業再編等

当社の連結子会社である(株)G S ユアサは、2020年8月4日付でサンケン電気(株)との間で締結した社会システム事業の譲受に関する株式譲渡契約に基づき、2021年5月1日付でサンケン電気(株)の発行済株式の全株式を取得し、同社を連結子会社化するとともに、同社の商号を(株)G S ユアサ インフラシステムズに変更いたしました。

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	2018年度 第15期	2019年度 第16期	2020年度 第17期	2021年度 第18期(当期)
売上高(百万円)	413,089	395,553	386,511	432,133
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	13,524	13,674	11,455	8,468
1株当たり当期純利益(円)	164.74	168.23	141.91	105.23
総資産(百万円)	384,243	385,416	431,913	480,763
純資産(百万円)	207,708	205,318	234,570	249,938

(注) 2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、2018年度(第15期)の期首に当該株式併合が行なわれたと仮定し「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(6) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、長引くコロナ禍の影響による、原材料価格高騰や半導体・部品の供給不安、コンテナ不足と国際物流の混乱などに加え、昨今のウクライナ問題により、先行き不透明な状況が継続しています。一方、2020年後半から急激に加速したカーボンニュートラルの動きは、2021年に全世界的な広がりを見せ、欧州、中国、そして日本の電動化の背中を押す形となっています。

このような環境下、①環境問題に対する意識の変化、②デジタルシフトの加速、③集中型から

分散化への加速に代表される大きな社会変革を中長期的成長の好機と捉えております。特に環境問題については、リチウムイオン電池および鉛電池の両事業における自動車電動化への対応および再生可能エネルギー分野向けの売上拡大を積極的に行ない、また同時にESG戦略の一環として長期環境目標を設定し、CO2排出量の削減を更に進めていく等、カーボンニュートラルに伴なう環境・CSR課題に取り組んでまいります。また、脱炭素の動きに呼応して、環境対応コストが増大しつつありますが、カーボンニュートラルを目指す社会においてサステナブルな成長を実現するために、デジタル技術などの活用により全事業の収益力強化を図ってまいります。

事業別では、自動車電池事業においては、継続的な利益貢献を自覚し、製造・販売両面から利益率の向上に取り組んでまいります。電動化の進捗を見極めつつ、各拠点のニーズや顧客要求に沿った商品戦略を迅速に立案し、グローバルでの最適生産体制の構築を進めることで、アイドリングストップ車など環境対応車向け電池をはじめとした高付加価値商品の安定供給・販売拡大を図ってまいります。

産業電池電源事業においては、カーボンニュートラルを背景にした環境・エネルギー分野での蓄電システムの売上拡大を図るとともに、デジタル技術を活用した「モノ・コトづくり」の実践や2021年度より連結化した(株)GSユアサ インフラシステムズとのシナジー創出などによる収益性向上に取り組めます。また、海外市場における販売基盤の構築を進めるとともにグローバルな視点での商品戦略を推進してまいります。

リチウムイオン電池事業においては、ハイブリッド車用電池の生産能力を最大限に生かし新規および既存顧客の受注拡大を図るとともに、将来的に需要拡大が見込まれる12Vリチウムイオン電池については量産および拡販体制の構築に向けた取組みを進めてまいります。さらに、電気自動車用リチウムイオン電池については2030年以降の需要拡大に対応するため、研究開発を加速させ、本格参入を狙います。

当社といたしましては、品質重視の基本姿勢に基づいた事業運営によりお客様に安心と信頼を提供するとともに、「革新と成長」の企業理念のもと、企業価値の向上と将来の持続的成長に向けた事業基盤の構築に努めてまいります。

#### (7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業内容		主 要 製 品
自動車電池	国内	自動車用・二輪車用鉛蓄電池、自動車関連機器
	海外	自動車用・二輪車用鉛蓄電池、小型鉛蓄電池、その他各種用途電池
産業電池電源		据置用・車両用・電動車用・その他各種用途鉛蓄電池、小型鉛蓄電池、アルカリ蓄電池、産業用リチウムイオン電池、整流器、汎用電源、電池関連機器、各種照明機器、紫外線応用機器、その他各種電源装置
車載用リチウムイオン電池		車載用リチウムイオン電池
その他		大型リチウムイオン電池、特殊電池、その他各種用途電池



(8) 主要な営業所および工場ならびに使用人の状況

① 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

当 社	営業所	京都本社 (京都市南区)、東京支社 (東京都港区)
株GSユアサ	営業所	本社 (京都市南区)、北海道支社 (札幌市中央区)、東北支社 (仙台市青葉区)、東京支社 (東京都港区)、中部支社 (名古屋市中区)、関西支社 (大阪市北区)、中国支社 (広島市中区)、九州支社 (福岡市中央区)
	工 場	京都 (京都市南区)、長田野 (京都府福知山市)、群馬 (群馬県伊勢崎市)
株ジーエス・ユアサ バッテリー	営業所	本社 (東京都港区)、北海道支店 (札幌市中央区)、東北支店 (仙台市宮城野区)、首都圏支店 (東京都墨田区)、関東支店 (さいたま市北区)、中部支店 (名古屋市千種区)、関西支店 (兵庫県尼崎市)、中国支店 (広島市西区)、九州支店 (福岡市博多区)
株GSユアサ エナジー	営業所	本社 (静岡県湖西市)
	工 場	浜名湖 (静岡県湖西市)
株ジーエス・ユアサ テクノロジー	営業所	本社 (京都府福知山市)、東京 (東京都港区)、京都 (京都市南区)
	工 場	長田野 (京都府福知山市)、京都 (京都市南区)、草津 (滋賀県草津市)
株リチウムエナジー ジャパン	営業所	本社 (滋賀県栗東市)
	工 場	栗東 (滋賀県栗東市)
株ブルーエナジー	営業所	本社 (京都府福知山市)
	工 場	長田野 (京都府福知山市)
株ジーエス・ユアサ フィールディングス	営業所	本社 (東京都大田区)
株GSユアサ インフラシステムズ	営業所	本社 (埼玉県川越市)
	工 場	川越 (埼玉県川越市)
台湾杰士電池工業股份有限公司	本社	(台湾)
天津杰士電池有限公司	本社	(中国)
湯浅蓄電池 (順徳) 有限公司	本社	(中国)
GS Yuasa Battery Europe Ltd.	本社	(英国)
Yuasa Battery, Inc.	本社	(米国)

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

Century Yuasa Batteries Pty. Ltd.	本社（豪州）
PT. Yuasa Battery Indonesia	本社（インドネシア）
Siam GS Battery Co., Ltd.	本社（タイ）
GS Battery Vietnam Co., Ltd.	本社（ベトナム）

(注) 1. (株)GSユアサは、2021年7月17日付で中部支社を名古屋市中区栄四丁目2番29号に、2022年4月16日付で北海道支社を札幌市中央区北一条西六丁目1番地2にそれぞれ移転いたしました。

2. (株)GSユアサは、2022年3月で小田原工場での生産活動を終了いたしました。

3. (株)ジーエス・ユアサ バッテリーは、2021年6月28日付で北海道支店を札幌市白石区から札幌市中央区南三条西十丁目1001番地5に移転いたしました。

② 企業集団の使用人の状況（2022年3月31日現在）

使用人数	前連結会計年度末比増減
13,571名	266名増

(9) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況（2022年3月31日現在）

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
(株)GSユアサ	10,000百万円	100.0%	蓄電池、電源装置、照明機器の製造、販売
(株)ジーエス・ユアサ バッテリー	310百万円	(100.0)%	蓄電池の販売
(株)GSユアサ エナジー	3,850百万円	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
(株)ジーエス・ユアサ テクノロジー	480百万円	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
(株)リチウムエナジー ジャパン	7,500百万円	(51.0)%	蓄電池の製造、販売
(株)ブルーエナジー	7,500百万円	(51.0)%	蓄電池の製造、販売
(株)ジーエス・ユアサ フィールドिंगス	54百万円	(100.0)%	各種電池販売、電池据付工事およびメンテナンス
(株)GSユアサ インフラシステムズ	320百万円	(100.0)%	電源装置の製造、販売、電池据付工事およびメンテナンス
台湾杰士電池工業股份有限公司	902,824千NT\$	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
天津杰士電池有限公司	529,638千元	(80.0)%	蓄電池の製造、販売

名 称	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
湯浅蓄電池（順徳）有限公司	213,999千元	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
GS Yuasa Battery Europe Ltd.	47,500千STG £	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
Yuasa Battery, Inc.	6,500US\$	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
Century Yuasa Batteries Pty. Ltd.	15,600千A\$	(50.0)%	蓄電池の製造、販売
PT. Yuasa Battery Indonesia	3,154百万RP	(50.0)%	蓄電池の製造、販売
Siam GS Battery Co., Ltd.	71,400千THB	(60.0)%	蓄電池の製造、販売
GS Battery Vietnam Co., Ltd.	113,592百万VND	(77.5)%	蓄電池の製造、販売

- (注) 1. ( ) 内の数値は間接所有を示します。  
 2. 当社の連結子会社および持分法適用会社は、上記の各社を含めそれぞれ52社および20社であります。  
 3. ㈱GSユアサは、2021年4月1日付で㈱ジーエス・ユアサ アカウンティングサービスを吸収合併いたしました。

② 特定完全子会社の状況（2022年3月31日現在）

名 称	住 所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
㈱GSユアサ	京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地	79,722百万円	195,038百万円

(10) 主要な借入先および借入額（2022年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
㈱三菱UFJ銀行	11,685 百万円
㈱三井住友銀行	7,185
三井住友信託銀行(株)	4,500
㈱京都銀行	4,500

## 2. 株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 280,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 80,507,232株（自己株式 92,210株を除く。）  
 （注）2021年11月30日付で実施いたしました自己株式の消却により、発行済株式の総数は2,115,500株減少しております。
- (3) 株 主 数 35,288名
- (4) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	14,621千株	18.16%
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	5,633	7.00
明治安田生命保険(相)	2,800	3.48
トヨタ自動車(株)	2,236	2.78
(株)三菱UFJ銀行	1,865	2.32
日本生命保険(相)	1,789	2.22
BNYMS ANV RE BNYMS ANVDUB RE BNYMGO UC ITS ETF SOLUTIONS PLC	1,567	1.95
(株)京都銀行	1,548	1.92
三井住友信託銀行(株)	1,470	1.83
(株)三井住友銀行	1,421	1.77

(注) 出資比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数（80,507,232株）を基準に算出しております。

- (5) 事業年度中に会社役員（会社役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

	株 式 数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	717株	1名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、30頁から32頁までに記載しております。  
 2. 上記のほか、兼務していた連結子会社にて、取締役1名に対して1,966株を交付しております。

### 3. 会社役員 の 状 況

#### (1) 取締役および監査役の状況 (2022年3月31日現在)

氏 名	当社における地位および担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
村 尾 修 ※	取締役社長、最高経営責任者 (CEO)	(株)GSユアサ取締役社長
中 川 敏 幸 ※	取締役副社長、最高財務責任者 (CFO)	(株)GSユアサ取締役副社長
澁 谷 昌 弘	常務取締役	(株)GSユアサ常務取締役
福 岡 和 宏	取締役	(株)GSユアサ取締役
大 谷 郁 夫	取締役	
松 永 隆 善	取締役	
野々垣好子	取締役	(株)ニフコ社外取締役 サトーホールディングス(株)社外取締役
村 上 真 之	監査役 (常勤)	(株)GSユアサ監査役 (株)ジーエス・ユアサ バッテリー監査役 (株)GSユアサ エナジー監査役 (株)ジーエス・ユアサ テクノロジー監査役
古 川 明 男	監査役 (常勤)	(株)GSユアサ監査役 (株)リチウムエナジー ジャパン監査役 (株)ブルーエナジー監査役 (株)ジーエス・ユアサ フィールドディングス監査役 (株)GSユアサ インフラシステムズ監査役
藤 井 司	監査役	辰野・尾崎・藤井法律事務所 パートナー弁護士
辻 内 章	監査役	辻内公認会計士事務所 所長 (株)学情社外取締役 積水樹脂(株)社外監査役

- (注) 1. ※印は、当社における代表取締役であります。  
 2. 2021年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役 古川明男、監査役 大原克哉、監査役 山田秀明の各氏が任期満了により退任いたしました。  
 3. 2021年6月29日開催の定時株主総会および取締役会において、村尾 修氏が取締役社長に、中川敏幸氏が取締役副社長に、澁谷昌弘氏が常務取締役に、福岡和宏、大谷郁夫、松永隆善、野々垣好子の各氏が取締役に、それぞれ選任および選定され、就任いたしました。  
 4. 2021年6月29日開催の定時株主総会において、村上真之、古川明男、藤井 司、辻内 章

の各氏が監査役に選任され、就任いたしました。

5. 取締役 大谷郁夫、松永隆善、野々垣好子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 監査役 藤井 司および辻内 章の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
7. 監査役 藤井 司氏は弁護士の業務を通じて、また、監査役 辻内 章氏は公認会計士の業務を通じて、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 取締役 大谷郁夫、松永隆善、野々垣好子の各氏および監査役 藤井 司、辻内 章の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 当社は当社ならびに当社子会社である(株)GSユアサ、(株)ジーエス・ユアサ バッテリー、(株)GSユアサ エナジーおよび(株)ジーエス・ユアサ テクノロジーの取締役、監査役、執行役員および理事（以下「役員等」という。）の全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行なった行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行なった役員等自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。
10. 当事業年度において、次のとおり取締役および監査役の地位および重要な兼職の異動がありました。

氏 名	異 動 内 容	異 動 年 月 日
中 川 敏 幸	(株)GSユアサ取締役副社長に就任	2021年6月28日
澁 谷 昌 弘	(株)GSユアサ常務取締役に就任	2021年4月1日
野 々 垣 好 子	サトーホールディングス(株)社外取締役に就任	2021年6月18日
村 上 真 之	(株)ジーエス・ユアサ バッテリー監査役に就任	2021年6月28日
	(株)GSユアサ エナジー監査役に就任	2021年6月28日
古 川 明 男	(株)GSユアサ インフラシステムズ監査役に就任	2021年6月22日
	(株)ジーエス・ユアサ フィールドディングス監査役に就任	2021年6月23日
	(株)ブルーエナジー監査役に就任	2021年6月24日
	(株)GSユアサ取締役を退任	2021年6月28日
	(株)GSユアサ監査役に就任	2021年6月28日
辻 内 章	(株)リチウムエナジー ジャパン監査役に就任	2021年6月28日
	(株)エスティック社外取締役 監査等委員を退任	2021年6月17日

(ご参考)

中核事業子会社である(株)GSユアサの2022年3月31日現在の取締役および監査役の状況は次のとおりであります。

氏 名	地 位 お よ び 担 当
村 尾 修 ※	(株)GSユアサ取締役社長、内部監査担当
中 川 敏 幸 ※	(株)GSユアサ取締役副社長、品質・環境・安全衛生担当
沢 田 勝	(株)GSユアサ常務取締役、産業電池電源事業担当
澁 谷 昌 弘	(株)GSユアサ常務取締役、経営戦略・自動車電池事業担当
奥 山 良 一	(株)GSユアサ取締役、リチウムイオン電池開発・知財・リチウムイオン電池事業担当
中 川 正 也	(株)GSユアサ取締役、調達・自動車電池事業（国内）担当
福 岡 和 宏	(株)GSユアサ取締役、内部統制・人事・総務・リスク管理・情報システム担当
谷 口 隆	(株)GSユアサ取締役、産業電池電源事業副担当
大 前 孝 夫	(株)GSユアサ取締役、研究開発・鉛電池開発・自動車電池事業（生産）担当
松 島 弘 明	(株)GSユアサ取締役、理財・CSR・広報・IR担当
村 上 真 之	(株)GSユアサ監査役（常勤）
古 川 明 男	(株)GSユアサ監査役（常勤）
松 山 秀 樹	(株)GSユアサ監査役

(注) ※印は、(株)GSユアサにおける代表取締役であります。

## (2) 取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

#### イ. 報酬に関する方針

取締役の報酬は、継続的な企業価値の向上および企業競争力の強化のため、優秀な人材の確保、維持および業績向上へのモチベーションを高めることを考慮した水準および体系としております。

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当社取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ロ. 算定方法の決定方針

当社では、経営陣幹部および取締役の指名や報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性および説明責任を強化することを目的に、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会を2019年2月に設置しております。2021年度の指名・報酬委員会は8回開催し、取締役の報酬等の妥当性について協議を行ないました。取締役の報酬等の具体的な支給額は、株主総会に承認された報酬限度額の範囲内において、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役社長に委任することを取締役会で決定しております。

取締役の報酬は、固定の基本報酬ならびに短期インセンティブとしての業績連動の年次賞与および中長期インセンティブとしての業績連動の株式報酬により構成しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

##### (i) 基本報酬に関する方針

基本報酬（金銭報酬）は、各取締役の役位等に応じた基準額、連結業績、担当部門および個人の業績評価ならびに当社と同程度の事業規模の上場企業水準等を勘案して決定しております。

##### (ii) 業績連動報酬に関する方針

業績連動報酬は、年次賞与（短期業績連動報酬）と株式報酬（中長期業績連動報酬）で構成しております。

年次賞与は、継続的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、取締役（社外取締役を除く。以下本項において同様とする。）に対し、短期業績連動報酬として単年度の業績（親会社株主に帰属する当期純利益等）や前年からの改善度および目標達成度を考慮して算定し、都度株主総会に諮り支給しております。

なお、当事業年度の年次賞与支給にかかる業績指標となる親会社株主に帰属する当期純利益の2020年度、2021年度の実績は、21頁に記載のとおりであります。

株式報酬は、取締役に対する中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2021年6月29日開催の定時株主総会決議により、業績連動型株式報酬制度を導入しております（同定時株主総会終結時点の対象取締役の



員数は4名)。

本制度では、当社が設定する信託(以下本項において「本信託」という。)に金銭を信託し、本信託において当社普通株式(以下本項において「当社株式」という。)の取得を行ない、取締役に対して、取締役会が定める株式交付規程に従って役位および中期経営計画の達成度により付与されるポイント数に応じ、当社株式が本信託を通じて交付されます。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

株式報酬付与にかかるポイントは、役位等に応じて毎月付与される固定ポイントと業績目標の達成度に応じて0%から100%の範囲で変動する業績連動ポイントからなります。

業績連動ポイントの指標は、中期経営目標としている連結の売上高、のれん等償却前営業利益率および事業活動の効率性を評価するROIC(投下資本利益率)を用いて設定することとしております。

当事業年度に付与される業績連動ポイントは、2020年度の実績に基づき算定される予定でしたが、2020年度につきましては、新型コロナウイルスの影響により連結業績予想の算定が困難であったことから、第五次中期経営計画から除外し、業績連動ポイントの指標を設定しておりませんでした。そのため当事業年度は、業績連動ポイントの付与を行ないませんでした。

#### (iii) 報酬等の割合に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえながら、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成としております。

#### (iv) 取締役の報酬等の決定の委任に関する事項

取締役社長兼最高経営責任者(CEO)村尾 修が、取締役会よりその具体的内容について委任を受けた上で、各取締役の基本報酬の額および各取締役の目標達成度を踏まえた賞与の額を決定しております。

委任を行なった理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当について評価を行なう上で、最も適していると判断したためであります。なお、取締役会は、株主総会に承認された報酬限度額の範囲において当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に対して取締役社長が作成した原案の公平性および妥当性について諮問をし、その結果の答申を受けることとしております。

#### ② 監査役の報酬に関する事項

監査役の報酬は、2005年6月29日開催の第1期定時株主総会において決議された報酬額の範囲内で、監査役にて協議し決定しております。なお、その役割と独立性の観点から固定報酬である基本報酬のみとしております。

③ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の数

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬		
			賞 与	株式報酬	
取締役 (うち、社外取締役)	114 (28)	100 (28)	10 (-)	3 (-)	8 (3)
監査役 (うち、社外監査役)	41 (16)	41 (16)	-	-	6 (3)
合 計 (うち、社外役員)	156 (44)	142 (44)	10 (-)	3 (-)	14 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の当社第1期定時株主総会において月額総額30百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております(同定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名)。
2. 監査役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の当社第1期定時株主総会において月額総額10百万円以内と決議いただいております(同定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名)。
3. 取締役(社外取締役を除く。)の賞与の限度額は、2021年6月29日開催の当社第17期定時株主総会において総額10百万円以内と決議いただいております(同定時株主総会終結時点の支給対象となる取締役の員数は4名)。
4. 取締役(社外取締役を除く。)の業績連動型株式報酬の限度額および上限株式数は、2021年6月29日開催の当社第17期定時株主総会において年額総額40百万円、21,600株以内と決議いただいております(同定時株主総会終結時点の支給対象となる取締役の員数は4名)。
5. 上記の賞与の額は、当事業年度における引当金計上額であります。なお、前事業年度の事業報告に記載の引当金計上額に対する戻入額2百万円が生じております。
6. 上記のほか、兼務する連結子会社にて、取締役5名に対して総額101百万円(うち、基本報酬85百万円、賞与12百万円、株式報酬4百万円)、監査役4名に対して基本報酬27百万円(うち、社外監査役1名 3百万円)が支給されております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会および監査役会への出席状況、取締役会および監査役会における発言状況ならびに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行なった職務の概要

(i) 社外取締役

氏名	主な活動状況	取締役会
		出席回数 ／開催回数
大谷郁夫	<p>大谷郁夫氏は、グローバルに展開する上場企業である持株会社における経営企画、グループ管理全般に関する豊富な経験と幅広い識見を有しており、経営全般、特に当社グループの事業再編や海外子会社管理におけるリスクマネジメント等の審議において貴重な指摘、提言を行なっております。</p> <p>また、筆頭独立社外取締役として指名・報酬委員会の委員長や取締役会の実効性評価等においてリーダーシップを発揮しているほか、取締役会の監督機能の強化に資する有益な指摘、提言を行なう等、当社ガバナンスの向上に貢献しております。</p>	<p>回</p> <p>19／19</p>
松永隆善	<p>松永隆善氏は、グローバルに展開する上場企業における取締役としての豊富な経験と幅広い識見を有しており、経営全般、特に事業戦略等の審議において、客観的な立場から適切に妥当性を検証するとともに、従来の当社の視点とは異なった新たな視点での指標、考え方を提言する等貴重な指摘、提言を行なっております。</p> <p>また、独立社外取締役として指名・報酬委員会の委員や取締役会の実効性評価等において、経営のスピードアップや取締役会の監督機能の強化の観点等から様々な指摘、提言を行なう等、当社ガバナンスの向上に貢献しております。</p>	<p>19／19</p>
野々垣好子	<p>野々垣好子氏は、グローバルに展開する上場企業の事業部門における業務経験や海外子会社における経営経験に加え、上場会社の社外取締役としての豊富な経験と幅広い識見を有しており、経営全般、特に事業戦略やESG施策等の審議における客観的な観点からの妥当性の検証を行なっております。</p> <p>また、独立社外取締役として指名・報酬委員会の委員や取締役会の実効性評価等における様々な指摘、提言、多様性の推進の観点から当社経営への有益な助言や女性管理職との交流会を行なう等、当社ガバナンスの向上に貢献しております。</p>	<p>19／19</p>

(ii) 社外監査役

氏名	主な活動状況	取締役会	監査役会
		出席回数 ／開催回数	出席回数 ／開催回数
藤井 司	藤井 司氏は、弁護士としての豊富な経験を通じて培った幅広い識見と、法律やリスクマネジメントに関する高い専門性に基づき有益な意見、提言を行ない、当社グループのコーポレートガバナンス向上に貢献しております。	回 19／19	回 15／15
辻内 章	辻内 章氏は、公認会計士としての豊富な経験を通じて培った幅広い識見と、財務や会計に関する高い専門性に基づき有益な意見、提言を行ない、当社グループのコーポレートガバナンス向上に貢献しております。	14／15	10／10

(注) 監査役 辻内 章氏は、2021年6月29日開催の定時株主総会において選任されており、就任後の取締役会の開催回数は15回、監査役会の開催回数は10回です。

□. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- (i) 取締役 野々垣好子氏は、(株)ニフコおよびサトーホールディングス(株)の社外取締役を兼務しております。なお、当社と当該法人との間には重要な取引関係等はありません。
- (ii) 監査役 藤井 司氏は、辰野・尾崎・藤井法律事務所のパートナー弁護士であります。なお、当社と当該法律事務所の間には取引関係等はありません。
- (iii) 監査役 辻内 章氏は、辻内公認会計士事務所の所長、(株)学情の社外取締役および積水樹脂(株)の社外監査役を兼務しております。なお、当社と当該公認会計士事務所および当該法人との間には重要な取引関係等はありません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役の間では、当社定款の規定および会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	84 百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	131

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分ができないため、これらの合計額を記載しております。また、上記の会計監査人の報酬等の額には英文連結財務諸表の監査に係る監査報酬の額を含めて記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の報酬等の額に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の過年度の監査実績の分析および評価を実施し、会計監査人が提出した当事業年度の監査計画の妥当性および適切性の確認ならびに過年度実績との対比を行ない、監査時間、報酬等の単価と額の算出根拠および内容の精査ならびに監査担当者の配置計画を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は、相当かつ妥当であることを確認のうえ、その報酬等の額について同意しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての取締役会決議の内容の概要 および運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要および当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループにおけるコンプライアンスの概念は「法令や社則の遵守」のみならず広く「法令、社則および倫理の遵守」であることに鑑み、「社会的責任（CSR）」および「リスク管理」への取組みと一体としてコンプライアンスが実践できる体制を構築する。
- ② 取締役および使用人が職務執行にあたって遵守すべき指針、行動規範として「企業理念」「経営ビジョン」「CSR方針」「CSR行動規範」等を定め、これを当社グループに周知徹底する。
- ③ CSRに関する重要課題（マテリアリティ）を特定し、計画的に諸施策を推進する体制として、CSR委員会を設置する。
- ④ 当社グループのリスク管理体制を構築し、コンプライアンス違反の予防および違反の早期発見を図る。
- ⑤ コンプライアンスのための当社グループ内教育を計画的に実施する。
- ⑥ 当社グループのコンプライアンスに関する内部通報窓口を社内外に設置することにより、情報収集および是正の早期化を図る。
- ⑦ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

### 【運用状況の概要】

- ① 「企業理念」をグループ全社員が共有し、実践するための具体的指針として「CSR方針」「CSR行動規範」を制定するとともに、コンプライアンス違反の未然防止・危機発生時の損失または不利益の最小化・再発防止を効率的に推進するためのリスク管理規則を制定しております。
- ② CSRマニュアルを当社グループの役員および従業員に配布するとともに、職場ミーティングや多言語によるメールマガジン等により、「企業理念」「CSR方針」「CSR行動規範」の周知・浸透のための教育を実施しております。

また子会社も自社の「CSR方針」「CSR行動規範」を制定することを推奨し浸透を図っております。

- ③ CSRの推進に関する専任部門を事務局としたCSR委員会において、マテリアリティの特定・推進等に関する審議を行っております。

なお、特定したマテリアリティについては<https://www.gs-yuasa.com/jp/csr/materiality.php>にて公開しております。

- ④ リスク管理規則に基づきコンプライアンス上のリスクを管理しており、「リスク管理シート」により各部門が毎月コンプライアンスリスクを管理するとともに、グループリスク管理委員会を通して重大リスク事案の共有をすることでコンプライアンス体制の管理を継続しております。
- ⑤ 階層別研修、海外赴任者向け研修、職場ミーティング等でコンプライアンスに関する教育を計画的に実施しております。その他、業務に係る個別法令等コンプライアンスに係る事項について、研修や通達、社内ニュースを通して啓発を行っており、特に重要なテーマについては教育の強化を図っております。
- ⑥ 内部通報窓口を社内外に設置し、通報に対して適切な措置を講じております。また、従業員に対してコンプライアンス・アンケートを実施し、リスクの早期発見および是正を図っております。
- ⑦ 取引先との契約書に反社会的勢力の排除に関する条項を設けております。また、万一反社会的勢力から不当な要求があった場合には、毅然とした対応ができるよう、社内外の専門家への連絡体制を整えております。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社グループ各部門は、社則により、当該部門における取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理の責任を有するものとし、必要な情報を速やかに検索できるシステムを構築し、維持する。

### 【運用状況の概要】

ITを活用し、検索しやすい情報環境を構築し、各情報について適切に管理を行っております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規則により、当社グループの損失の危険の管理を徹底する。

#### 【運用状況の概要】

リスク管理規則に基づき、当社グループの経営に重大な影響を与える危機の発生の予防を図るためのリスク管理体制を整備するとともに、実際に危機が発生した際の影響を最小限に止め、速やかに平常に復帰させるための体制を整備しております。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 適切な職務権限および意思決定のルールを徹底し、取締役の職務執行が効率的に行なわれることを確保する。
- ② 業務の合理化および電子化にむけた取り組みを推進する。

#### 【運用状況の概要】

- ① 取締役会規則、稟議規則、グループ決裁規則等において決裁区分および手続を定め、適宜権限委譲を行なっております。  
また、当社取締役会が当社グループとしての経営計画を策定し、これに基づき各社各部門が重点実施課題を設定し、実行することにより、効率的な職務執行を行なっております。
- ② 規則、規程を含む各種情報をイントラネットの各種掲示板に掲示し、職務上必要な情報を常に閲覧できる体制を整えております。また、電子化をはじめとした合理化の諸施策を推進しております。

### (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社管理規則・グループ決裁規則およびグループ稟議制度等により、当社グループ各社から事業概況等の報告を受け、当社グループにおける業務が適正かつ効率的に行なわれる体制を整備する。
- ② 当社グループにおけるリスク管理を統括するグループリスク管理委員会の決定事項を当社および当社子会社のリスク管理委員会に徹底し、グループ全体の法令および社則の遵守等の業務の適正の確保を推進する。
- ③ 当社の内部監査部門は、当社グループ各社の内部監査を実施する。
- ④ 当社は、当社グループ各社がその財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成、開示するために必要な体制を整備する。



**【運用状況の概要】**

## ① 当社グループ各社から事業概況等の報告を受ける体制

## イ. 関係会社管理規則・グループ決裁規則およびグループ稟議制度に基づく体制

関係会社管理規則・グループ決裁規則に基づき当社グループ各社について主管部門を定め、当社グループ各社の事業の執行状況について直接もしくは主管部門を通じて報告を受ける体制を整備しております。また、報告された内容を、経営、財務等の観点から確認を行なったうえで決裁する体制を整備しております。

## ロ. 各種会議体による体制

当社取締役は、取締役会のほか、当社グループの各種重要会議に出席し、当社グループにおける職務執行状況等を監督しております。

## ② グループリスク管理委員会において、各社の重大リスク事案を共有し、必要に応じて再発防止策の立案や各社への徹底事項を確認しております。

## ③ 内部監査部門は、年度ごとに監査計画を作成のうえ監査を実施し、適宜改善指導を行っております。

## ④ 財務報告に係る内部統制規則に基づき、年度ごとに内部統制基本計画を定め、当該計画に従って財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価および報告を行っております。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役と協議のうえ、適切な者を監査役の職務補助者に任命する。

**【運用状況の概要】**

監査役室を設置し、専任の職務補助者を任命しております。

**(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役の職務補助者の人事異動および考課については、監査役会の意見を尊重する。

**【運用状況の概要】**

監査役の職務補助者の異動にあたっては、監査役会に対し事前説明を実施しております。また、考課について、監査役会に確認しております。

(8) **監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役補助業務について、監査役が監査役の職務補助者に対して指揮命令権を有する体制を整備する。

**【運用状況の概要】**

監査役の職務補助者は、監査役の指揮命令のもとに監査役補助業務を遂行しております。

(9) **監査役への報告に関する体制および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 監査役が重要な会議に出席できる体制を整備する。
- ② 当社の取締役および使用人ならびに当社を除く当社グループの取締役、監査役および使用人は、前号の会議において、事業概況、リスク管理状況等の報告を行なう。また、監査役が出席する会議で報告する事項のほか次の事項については都度、速やかに監査役会に報告する。
  - イ. 職務執行に関して、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実
  - ロ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
  - ハ. その他監査役が求めた事項
- ③ 前号に従い監査役への報告を行なった者に対して、当該報告を行なったことを理由として不利益な取扱いを行なうことを禁止する。
- ④ 内部通報制度の担当部門は、定期的にまた必要に応じて都度、内部通報状況を監査役に報告する。

**【運用状況の概要】**

- ① 監査役は、各種重要会議に出席し、適宜意見を述べております。
- ② 前号の重要な会議において、当社グループの事業概況やリスク管理状況について監査役に報告、説明を行なっております。また、重要なリスク事象については、発生都度、監査役会に報告しております。
- ③ 内部通報制度について定めた企業倫理ホットライン規程において、通報者に対する不利益取扱い禁止を規定しております。
- ④ 内部通報の発生都度、監査役に報告しております。

(10) **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算を設ける。また、監査役が当社に対し、監査役の職務を執行する上で必要な費用の請求をしたときは、職務の執行に必要なでないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払う。

**【運用状況の概要】**

監査役から請求のあった費用について速やかに支払っております。

(11) **その他監査役が実効的に行なわれることを確保するための体制**

- ① 取締役社長は、監査役と定期的にまた必要に応じて意見交換を実施する。その他の取締役は、監査役と必要に応じて意見交換を実施する。
- ② 内部監査部門は、監査役との関係を密にし、定期的にまた必要に応じて意見交換を実施する。

**【運用状況の概要】**

- ① 取締役社長および各取締役は、監査役と定期的にまた必要に応じて意見交換を実施しております。
- ② 内部監査部門は、監査役と定期的にまた必要に応じて意見交換を実施しております。

# 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>226,300</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>129,376</b>
現金および預金	25,855	支払手形および買掛金	44,174
受取手形、売掛金および契約資産	85,399	電子記録債権	19,861
電子記録債権	7,163	短期借入金	18,782
商品および製品	54,986	コーポラル・ペーパー	2,000
仕掛品	19,236	未払金	12,041
原材料および貯蔵品	18,828	未払法人税等	2,857
その他の	15,249	設備関係支払手形	274
貸倒引当金	△ 418	設備関係電子記録債権	6,821
<b>固 定 資 産</b>	<b>254,423</b>	役員賞与引当金	120
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>143,007</b>	その他の	22,444
建物および構築物	56,279	<b>固 定 負 債</b>	<b>101,447</b>
機械装置および運搬具	37,108	社 債	20,000
土地	23,335	長期借入金	41,696
リース資産	284	リース債務	6,100
使用権資産	5,398	繰延税金負債	19,910
建設仮勘定	15,315	再評価に係る繰延税金負債	928
その他の	5,284	役員退職慰労引当金	67
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,894</b>	退職給付に係る負債	4,892
リース資産	825	その他の	7,852
その他の	2,069	<b>負 債 合 計</b>	<b>230,824</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>108,520</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	66,319	<b>株 主 資 本</b>	<b>181,623</b>
退職給付に係る資産	32,954	資 本 本 金	33,021
繰延税金資産	2,338	資 本 剰 余 金	55,292
リース債権	2,635	利 益 剰 余 金	93,661
その他の	4,595	自 己 株 式	△ 351
貸倒引当金	△ 322	<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>	<b>33,609</b>
<b>繰 延 資 産</b>	<b>39</b>	その他有価証券評価差額金	16,180
社債発行費	39	繰延ヘッジ損益	△ 794
<b>資 産 合 計</b>	<b>480,763</b>	土地再評価差額金	2,137
		為替換算調整勘定	7,163
		退職給付に係る調整累計額	8,922
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>34,705</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>249,938</b>
		<b>負 債 お よ び 純 資 産 合 計</b>	<b>480,763</b>

# 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高		432,133
売上原価	価		335,359
売上総利益	益		96,773
販売費および一般管理費	費		74,108
営業利益	益		22,664
営業外収当	益		
受取利息および配当金	金	681	
持分法による投資利益	益	2,590	
その他の費用	他	722	3,995
営業外費用	用		
支払利息	息	946	
為替差損	差	103	
施設移設費用	用	227	
その他の費用	他	698	1,976
経常利益	益		24,684
特別利益	益		
固定資産売却益	却	668	
投資有価証券売却益	却	116	
子会社出資金売却益	却	547	
関係会社整理損戻入	入	325	
負ののれん発生	生	710	
その他の損失	他	5	2,372
特別損失	失		
固定資産除却損	却	715	
固定資産売却却損	却	47	
投資有価証券評価損	損	28	
減損損失	失	5,779	
工場移転費用	用	1,239	7,810
税金等調整前当期純利益	益		19,246
法人税、住民税および事業税	税	5,583	
法人税等調整額	額	1,066	6,650
当期純利益	益		12,595
非支配株主に帰属する当期純利益	益		4,127
親会社株主に帰属する当期純利益	益		8,468

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年4月1日残高	33,021	55,301	95,869	△ 4,654	179,537
会計方針の変更による 累積的影響額			△ 643		△ 643
会計方針の変更を反映した 当期首残高	33,021	55,301	95,225	△ 4,654	178,893
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 5,241		△ 5,241
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,468		8,468
自己株式の取得				△ 503	△ 503
自己株式の処分		0		6	6
自己株式の消却		△ 4,799		4,799	-
利益剰余金から資本剰余金 への振替		4,791	△ 4,791		-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	△ 8	△ 1,564	4,302	2,729
2022年3月31日残高	33,021	55,292	93,661	△ 351	181,623

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 主 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 額	退 職 給 付 に 係 る 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2021年4月1日残高	17,171	△ 115	2,137	417	3,098	22,708	32,324	234,570
会計方針の変更による 累積的影響額						-		△ 643
会計方針の変更を反映した 当期首残高	17,171	△ 115	2,137	417	3,098	22,708	32,324	233,927
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当						-		△ 5,241
親会社株主に帰属する 当期純利益						-		8,468
自己株式の取得						-		△ 503
自己株式の処分						-		6
自己株式の消却						-		-
利益剰余金から資本剰余金 への振替						-		-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 990	△ 678		6,746	5,823	10,901	2,380	13,281
連結会計年度中の変動額合計	△ 990	△ 678	-	6,746	5,823	10,901	2,380	16,011
2022年3月31日残高	16,180	△ 794	2,137	7,163	8,922	33,609	34,705	249,938

# 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>16,269</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>9,653</b>
現金 および 預 金	765	短 期 借 入 金	3,059
売 掛 金	363	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	2,000
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	11,340	1 年 以 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	700
未 収 入 金	3,786	未 払 金	3,646
そ の 他	12	未 払 費 用	44
<b>固 定 資 産</b>	<b>178,729</b>	未 払 法 人 税 等	149
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>0</b>	役 員 賞 与 引 当 金	10
工 具 、 器 具 お よ び 備 品	0	そ の 他	41
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>178,729</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>53,961</b>
投 資 有 価 証 券	351	社 債	20,000
関 係 会 社 株 式	79,722	長 期 借 入 金	33,912
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	98,627	長 期 未 払 金	3
繰 延 税 金 資 産	10	そ の 他	46
そ の 他	17	<b>負 債 合 計</b>	<b>63,614</b>
<b>繰 延 資 産</b>	<b>39</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
社 債 発 行 費	39	株 主 資 本	131,367
<b>資 産 合 計</b>	<b>195,038</b>	資 本 金	33,021
		資 本 剰 余 金	79,336
		資 本 準 備 金	79,336
		利 益 剰 余 金	19,361
		そ の 他 利 益 剰 余 金	19,361
		繰 越 利 益 剰 余 金	19,361
		自 己 株 式	△ 351
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	56
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	56
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>131,423</b>
		<b>負 債 お よ び 純 資 産 合 計</b>	<b>195,038</b>

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

# 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		5,802
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費		894
営 業 利 益		4,907
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 お よ び 配 当 金	2,121	
そ の 他	12	2,134
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	144	
社 債 利 息	64	
そ の 他	118	326
経 常 利 益		6,714
税 引 前 当 期 純 利 益		6,714
法 人 税 、 住 民 税 お よ び 事 業 税	803	
法 人 税 等 調 整 額	1	804
当 期 純 利 益		5,909



# 株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金
	資 本 金	資 本 剰 余 金		資 本 剰 余 金 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金		
2021年4月1日残高	33,021	79,336	8	79,345	23,484
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 5,241
当期純利益					5,909
自己株式の取得					
自己株式の処分			0	0	
自己株式の消却			△ 4,799	△ 4,799	
利益剰余金から資本剰余金への振替			4,791	4,791	△ 4,791
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	-	-	△ 8	△ 8	△ 4,122
2022年3月31日残高	33,021	79,336	-	79,336	19,361

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
2021年4月1日残高	△ 4,654	131,196	44	131,240
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△ 5,241		△ 5,241
当期純利益		5,909		5,909
自己株式の取得	△ 503	△ 503		△ 503
自己株式の処分	6	6		6
自己株式の消却	4,799	-		-
利益剰余金から資本剰余金への振替		-		-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）		-	11	11
事業年度中の変動額合計	4,302	171	11	183
2022年3月31日残高	△ 351	131,367	56	131,423

(注) 本事業報告ならびに本連結計算書類および本計算書類に記載の金額は表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入しており、金額には消費税等は含まれておりません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
京都事務所

指定有限責任社員	公認会計士	田	中	基	博
業務執行社員					
指定有限責任社員	公認会計士	山	田	徹	雄
業務執行社員					

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田 中 基 博
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山 田 徹 雄

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を

開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と、必要に応じオンライン会議等のリモート監査手法も活用しながら意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、監査上の主要な検討事項も含めて必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション 監査役会

監査役(常勤) 村 上 真 之 ㊟

監査役(常勤) 古 川 明 男 ㊟

監査役 藤 井 司 ㊟

監査役 辻 内 章 ㊟

(注) 監査役 藤井 司、辻内 章の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会会場のご案内

会場 京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地 当社ホール



1. JR西大路駅から株主総会会場までの徒歩順路は、「--->」のとおりです。  
(所要時間約8分)
2. JR西大路駅南口をご利用の際は、改札を出て左折し、**歩道橋脇の高架下**をお通り下さい。
3. JR西大路駅北口をご利用の際は、改札を出て直進し、正面の階段をおりて下さい。
4. 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。